

令和5年度 新潟県いじめ問題対策連絡協議会を開催しました

7月4日（火）、新潟県庁行政庁舎 201 会議室を会場に、「令和5年度 新潟県いじめ問題対策連絡協議会（代表者会）」を開催しました。当協議会は、いじめ防止対策推進法第14条に基づき、平成26年3月、条例によって設置されました。平成26年度の第1回から数え、今年度で10回目の開催となります。協議会を構成する19の関係機関の代表者により、令和5年度の共通取組を中心に協議を行いました。各機関による取組を周知するとともに、互いに連携を進めていくことを確認することができました。

【主な協議内容】

令和5年度 of 取組紹介より

1 共通取組

(1) 「いじめ問題対策連絡協議会からの共通メッセージの活用」について、臨床心理士会から、具体的な共通メッセージ活用方法の報告がありました。また、今年度も関係機関が会議、行事、たより等を活用し、県民にむけて共通メッセージ発信に継続して取り組むことを確認しました。

(2) 共通テーマ「ネットいじめ防止」の取組

視点① 「児童生徒の、『ネットいじめをしない、見逃さない、許さない意識』をさらに醸成するための取組」について、新潟地方法務局から、企業と協力して行う人権啓発教室を実施し、SNSを含むネットいじめ防止について取り組むことが報告されました。

視点② 「保護者、地域の、『ネットいじめから児童生徒を守る意識』をさらに啓発するための取組」について、新潟県都市教育長協議会から、PTAと連携し、適切なメディア接触について親子でともにルールを定める取組について報告されました。

2 各機関が推進するいじめ問題に対する取組（独自取組）や相談窓口

県福祉保健部が各関係機関と連携して作成した、「インターネットトラブルからお子様を守るためのリーフレット」や、新潟県警察本部の「SNSに起因する犯罪被害防止広報動画」など、いじめ防止に向け、各機関が独自に取り組む内容について紹介されました。

【意見交換】

「深めよう 絆 にいがた県民会議」から、いじめ問題に対する取組を計画、実施するにあたり、各機関が主体的に連携する方法について質問がありました。

今後、各機関からより効果的な連携方法について意見を集約し、情報を共有してまいります。

